

議案第 6 6 号

清掃車の交通事故（港南三丁目）の損害賠償について

1 事故の概要

(1) 日 時 令和 7 年 7 月 1 4 日（月）午前 1 0 時 5 1 分頃

(2) 場 所 港区港南三丁目 9 番 5 9 号
みなとりサイクル清掃事務所駐車場

(3) 内 容

みなとりサイクル清掃事務所駐車場において、区の清掃車が、可燃ごみ集積場所に車両を接近するために後進した際、清掃車の後方を歩行していた作業員である相手方に衝突し、負傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

(4) 原 因

事故発生場所が、みなとりサイクル清掃事務所内の暗いエリアにあり、当日は、降雨によりミラーが見えにくい状況であったものの、運転者の注意が不足していたことによるものです。

(5) 損害の状況

相手方は左手の骨折及び関節挫傷と額を負傷しました。

なお、区の清掃車に損傷はなく、運転者にけがはありませんでした。

(6) 責任の割合

港区：7 0 % 相手方：3 0 %

2 損害賠償額

1, 1 3 5, 0 8 4 円

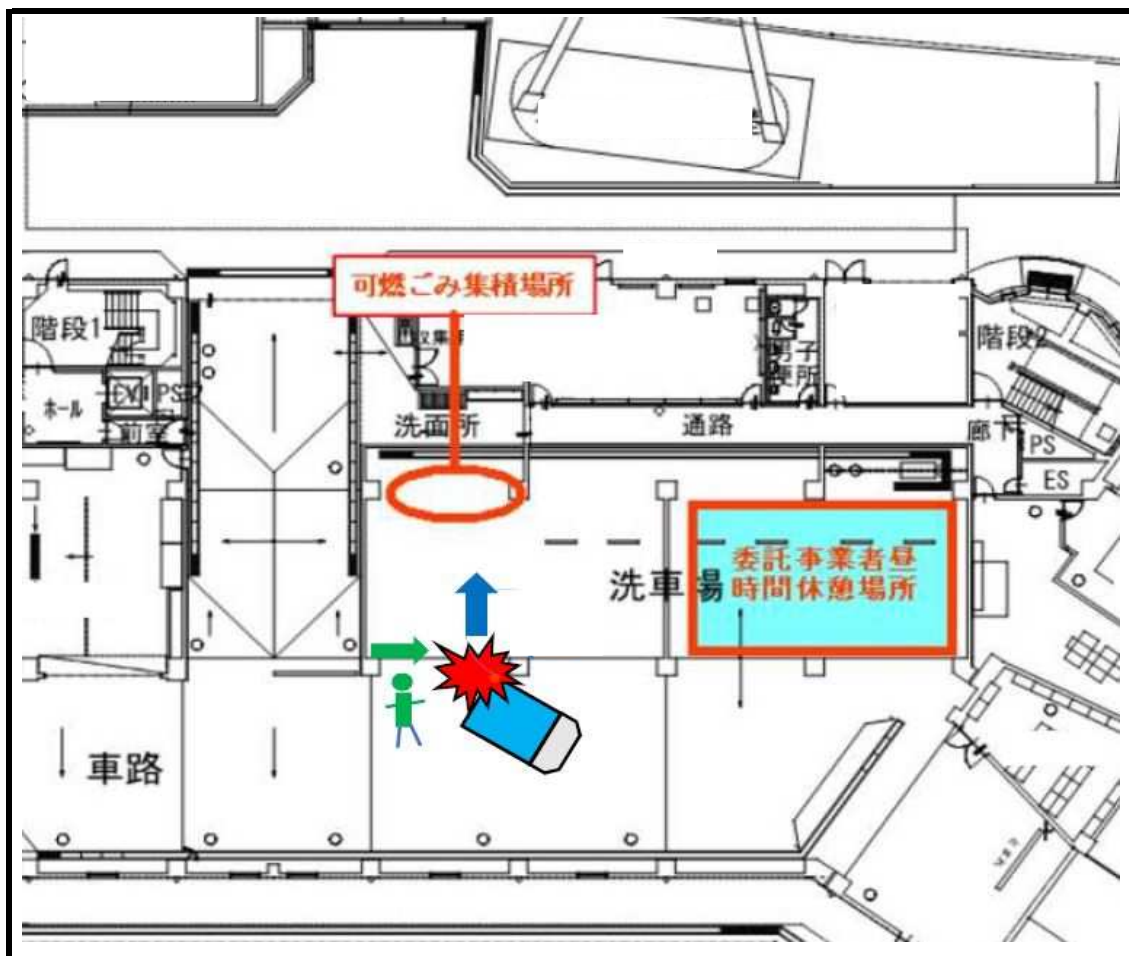
※損害賠償額の算定においては、任意保険では過失相殺により補償金額が減額される一方、自賠責保険では被害者の責任の割合が 7 割未満の場合、過失相殺による減額は行われません。本件では、自賠責保険による補償金額が任意保険による補償金額を上回ることから、被害者救済の観点から自賠責保険の補償金額を適用します。

位置図



国土地理院地図（タイル）に事故発生場所等を追記して掲載

拡大図





様

交通事故証明書

事故照会 番号	高輪署	第5919号	☒ 甲 ☐ 乙		との続柄 本人 ☒ 代理人									
発生日時	令和 7 年 7 月 14 日 午前 10 時 51 分ころ													
発生場所	東京都港区港南3丁目9番59号 港区みなとリサイクル清掃事務所駐車場内													
甲	住所	[REDACTED] (TEL [REDACTED])				備考 甲・乙以外の当事者 無								
	氏名	[REDACTED]		生年月日	[REDACTED] 男 (59歳)									
	車種	自家用 普通貨物自動車	車番	品川480す162										
	自賠責 保険関係	有り 損保ジャパン	証明書 番号	[REDACTED]										
	事故時の 状態	☐ 運転・同乗(運転者氏名) ☐ 歩行・その他												
乙	住所	[REDACTED] (TEL [REDACTED])												
	氏名	[REDACTED]		生年月日	[REDACTED] 男 (18歳)									
	車種		車番											
	自賠責 保険関係		証明書 番号											
	事故時の 状態	☐ 運転・同乗(運転者氏名) ☐ 歩行・その他												
事故類型	☐ 人対車両						☐ 車両相互						踏切	不 調 査 中
	正面衝突	側面衝突	出合い衝突	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他				
上記の事項を確認したことを証明します。 なお、この証明は損害の種類とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。 令和 7 年 8 月 7 日 自動車安全運転センター 東京都事務所長 申行雄 印 東京都事務所長 申行雄 印														
証明番号	000754		照合記録簿の種別		[REDACTED]									

車両・事故現場写真

庁有車 丸枠内は接触部分（損傷なし）



事故発生場所写真



損害賠償額計算書

事故日 2025年 7月14日
最終治療日 2025年11月 6日
入院日数 0 日
通院日数 8 日
総治療日数 116 日

三井住友海上火災保険株式会社
千葉埼玉損害サポート部
千葉自動車第三保険金お支払センター
担当者

1. 傷害による損害

項 目	①金額 (※1)	備 考
1 治療費	432,750	治療費は医療機関に全額お支払い済みです。
2 看護料	0	
3 通院費	2,715	ガソリン代は1kmあたり15円で認定しています。
4 諸雑費	0	
5 文書料	0	
6 その他	0	
7 休業損害	630,819	休業損害の内、441,573円はお支払い済みです。
8 慰謝料	172,788	任意保険の基準で認定しています。(自賠責基準: 68,800円)
過失相殺(一)	-371,722	過失割合 70:30 (過失30%を控除しています。)
② 上記合計	867,350	< 自賠責保険基準の金額 1,135,084

2. 損害賠償額

損害賠償額 (※2)	1,135,084	
既払額合計(一)	-874,323	
最終お支払額	260,761	

※1. ①金額の詳細は別紙をご参照ください。

※2. 傷害による損害は、②上記合計と自賠責保険基準の金額を比較して高い方を採用しています。

【備 考】

通院交通費: 新浦安整形外科クリニック: ①自家用車(1日): 片道2.5km×往復1日=75円+駐車料金600円=675円②東京ベイシティバス: 片道170円×往復6日=2,040円 ①+②=計2,715円/休業損害: 1,113,184円(事故前3か月総支給)÷90日=12,369円/日。12,369円/日×休業認定日数51日=630,819円。

(別紙)

①金額

項 目		① 金 額	詳 細
1	治療費	432,750	治療期間：2025年07月14日から2025年11月06日まで
2	看護料	0	
3	通院費	2,715	利用期間：2025年07月15日から2025年11月06日まで 公共交通機関 2,040円 自家用車 75円 その他実費 600円
4	諸雑費	0	
5	文書料	0	
6	その他	0	
7	休業損害	630,819	休業期間：2025年07月15日から2025年09月03日まで ■給与所得者 日額12,369円(※)×認定日数51日＝合計630,819円 ※日額：事故前給与：1,113,184円÷90日＝12,369円
8	慰謝料	172,788	総治療日数 116日(2025年07月14日～2025年11月06日) 通院実日数 8日(ギプス固定期間を含みます) (1)基準となる慰謝料 157,080円 (2)症状程度等による増額(×1.10) ■計算式 (1)×(2)＝172,788円